

本論文は

# 世界経済評論 2022年3/4月号

(2022年3月発行)

掲載の記事です



## 世界経済評論 定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%  
送料無料  
OFF



富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読  
期間中

### デジタル版バックナンバー 読み放題!!



世界経済評論 定期購読

0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。  
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp  
雑誌のオンライン書店

## 中国がめざす「新時代」の 社会主義市場経済



科学技術振興機構特任フェロー・上海里格法律事務所顧問 **大西 康雄**

おおにし やすお 1977年早稲田大学政治経済学部卒業。同年アジア経済研究所入所。在中国日本国大使館専門調査員、中国社会科学院工業経済研究所・客員研究員、アジア経済研究所地域研究センター長、ジェットロ上海センター所長、同アジア経済研究所新領域研究センター長、上席主任調査研究員等を経て、2020年7月より現職。専門は、中国経済。

米国との経済摩擦の長期化、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により中国経済を取り巻く環境は激変した。こうした中、中国経済は素早い立ち直りを見せたが、政策運営においては、国有企業の重視、民営企業への規制強化に加え、ハイテク技術分野を中心に経済安全保障重視の動きが目立っている。これらをとらえて、中国経済は国内では計画経済に回帰し、対外的にはブロック経済圏を指向するのではないかとの報道もある。しかし、筆者の見るところ、中国共産党第19回全国代表大会で定められた「『新時代』の中国の特色ある社会主義」という基本目標が変わったわけではないと思われる。本稿では、改めてその経済枠組みに注目し、主として公式文書、報道に依拠しながら、「新しい社会主義市場経済」を模索する動きとして特徴を整理し、実態の分析と展望を試みる。

### I 巨大IT企業への規制強化

このところ中国では、プラットフォーム企業など巨大IT企業への規制強化が続いている。

たとえばアリババに対しては、過去のM & Aに違法性があったことを理由として、傘下の金融企業アントグループの上海・香港の両証券取引所での上場停止（2020年11月）と約182億元（約3100億円）にのぼるアリババへの罰金処分（21年4月）がなされた。また、テンセントに対しても、中国で独占的に持つ音楽の配信権を解除するよう求める処分が下され

た（21年7月）。いずれも独占禁止法違反の疑いによるものだ。

一方、配車アプリ大手の滴滴出行（ディディ）など3社への審査（21年7月開始）とアプリダウンロードの禁止処分は、「個人情報収集の違法行為」に基づいて実施されている。

適用された法律は異なっているが、各社のビジネスモデルを見ると、個人情報を含むビッグデータをAI技術で処理・活用する点で共通している。中国政府・共産党の真意を推測すると、アリババについては、ビッグデータ活用の金融サービスで既存金融システムを脅かす存在になったうえに米国での株式上場を拡大したことを、ディディについては、米国市場上場に関

連してユーザーデータを米証券取引委員会に開示することを問題視したとみられる。

処分の直接のきっかけとなったのが国外市場での上場であったことから、金融分野でも「法に基づき証券違法行為を取り締まる意見」が後追的に公表され（21年7月）、ユーザー数100万人超の企業が海外上場するには当局（国家インターネット情報弁公室：CAC）による審査が義務付けられることになった。

なお、アリババ処分後の4月13日に国家市場監督管理総局（独禁法規制当局）は、アリババ、ディディも含むIT企業大手34社を招集した会議で「5つの厳格な防止と5つの確保」を指示した。独占禁止法の趣旨厳守を求める内容であるが、筆頭に「資本の無秩序な拡張を厳格に防止し、社会安全を確保する」という項目が挙げられ、政府の巨大IT企業規制のスタンスが明確に示されている。この言葉は、前年の中央経済工作会議でも提起されていたものだ。しかも、企業側は、指示内容を守る旨を社会に対して「約束」する公告を規制当局ウェブサイトで発表するよう求められ、全企業が従っている。

いかにも中国的なやり方であるが、こうした動きの背景には、習近平政権が『「新時代」の中国の特色ある社会主義』をスローガンとし、次項でみるように、新しい社会主義市場経済のあり方を模索していることがある。ただ、IT企業が「約束」を遵守する結果、諸々の規制を超えて新たな成長空間を求めることが難しくなってしまったことは、今後問題となる可能性がある。これら企業の優位性の源泉だったデータの管理は強化され、海外での新規上場は厳しい審査をクリアする必要性が生じているからだ。規制強化によって成長の芽を摘んでしまうこと

は本末転倒となりかねない。

## II 「新時代」の社会主義市場経済の模索

さて、中国が模索している新しい社会主義市場経済はどのようなものであろうか。習近平政権の方向性としては、国有企業重視が強調されており、冒頭で見たように民营企业への規制強化が目立っているが、経済運営全体をみると、決して市場や民营企业の役割を軽視しているわけではない。

このことを政策文書として示しているのが、「新時代の社会主義市場体制整備加速に関する党中央・国务院の意見」（2020年5月11日）<sup>1)</sup>である。そのポイントを整理してみよう。

第1に、全体的要求として「ハイレベルの市場システム」実現を明示している。システムの基本的イメージは、「財産権が有効なインセンティブを与え、（生産）要素が自由に流動し、価格の反応がフレキシブルで、競争が公平で秩序だった、企業の優勝劣敗を実現する」というものだ。

第2に、多様な所有制経済の共同発展、マイクロ主体の活力増強をあげ、「国有企業」でなく、「国有資本」「国有資産」の効率的経営を強調している。具体的には、混合所有制企業の監督管理制度を改革し、国有企業管理を改革すると同時に中小企業（民营企业）の発展支援を求めている。

第3に、市場経済の基礎固めと公平な競争の実現を掲げ、サービス業を重点テストとして民营企业の参入をネガティブリスト方式で緩和するとしている。

第4には、（生産）要素市場の確立のため、戸籍制度改革による労働力の流動化や資本市

場、データ要素市場の育成・発展、生産要素価格の市場価格化を挙げている。

第5には、政府の管理・サービス方式の刷新を強調している。具体的内容は、①経済発展に対する消費の基礎的役割増強、②投資体制改革、③国家経済安全保障制度強化、④中央・地方財政制度の調整、⑤金融政策におけるマクロプルーデンスと金融監督機能の協調、⑥科学技術イノベーション制度の整備、⑦産業政策・地域政策の強化、等である。

第6には、民生保障を挙げている。税制・社会保障・移転支出等を主要な手段とする健全な再分配・調整メカニズム整備、がその主内容である。ここには、企業従業員基本年金保険基金の全国統一が含まれる。そして、コロナ感染症対応として国家公共衛生緊急管理システム整備も記されている。

第7には、ハイレベルの開放型経済体制建設を求めている。①一帯一路の堅実な進行と質の高い発展、②自由貿易試験区、自由貿易港の建設加速、③製造業・サービス業・農業の開放拡大、④参入前内国民待遇+ネガティブリスト方式導入、⑤WTO改革、IMF改革への関与、等がその内容である。

第8には、法制度整備が挙げられる。私有財産と公有財産に平等な地位と保護を賦与することに加え、権力運営の各段階における権力のレントシーキング抑制、錢権取引打破が挙げられていることは注目される。

第9には、こうした政策執行における党指導の全面的強化が確認されている。

やや長い紹介となったが、全体として、改革・開放の中で蓄積されてきた問題意識とそれへの対策が継承されていることが見て取れる。

### Ⅲ 独占禁止法、データ関連法の強化

ここ数年、経済分野を中心に急速な法整備が進められているが、これも新しい社会主義市場経済の模索と並行した動きといえる。

たとえば、反独占・不当競争法である。同法については、2020年1月に独禁法改正案が公示され、パブリックコメント実施済みで施行待ちの状態だが、その内容を見ておこう。

第1には、公平競争の確保がより強調され、「公正競争審査制度の確立」が謳われ、調査権限が強化されている。

第2には、カルテル認定や事業者集中審査についても明確化・厳格化されている。事業者集中に関わる申告漏れへの罰則も強化された。

第3には、はじめて「インターネット関連会社（デジタル・プラットフォーマー）」に関する特別条項が設けられ、「（同分野の）経営者の市場優越的地位を認定するにあたって、そのインターネットにおけるネットワーク効果、データ収集と処理能力等の要素を考慮しなければならない」と言及されている。

第4には、法に違反した場合の罰則が極めて重いことである。未申告等による合併審査違反、カルテルの締結・実施や優越的地位の濫用に対しては「前年度売上高の10%」を上限とする高額の罰金が設定されている。

なお、独占禁止法の実際の法執行においては、改正内容が先行的に実施されており、これは冒頭で紹介したとおりである。政策当局の狙いは「コントロールされた市場競争環境の確保」にあるとみられ、それは新しい社会主義市場経済の枠組みを示すものとなっている。

データ関連の法整備にも注目すべきものがある。



る。データ保護の動きは国際的なものであり、各国が「データ主権」確保の動きに出ている。たとえばEUはすでにGDPR（一般データ保護規則）でデータの域外持ち出しを禁じているが、中国もこれに追従する動きを示している。

中国のデータ関連法には、「インターネット安全法」（2017年6月施行）、「データ安全法」（2021年9月施行）、「個人情報保護法」（2021年11月施行）がある。いずれも近年に制定されており、電子データの取得、活用、保管の規制が第一目的となっている。

個人データに関していえば、これらの法規にデータの所属する個人の権利・利益を保護する意義があるのは事実だが、中国政府が重視するのは、国家安全保障の観点である。すなわち、当該データが国家安全保障に害を与えるのを防止することである。

たとえば、「データ安全法」は、第1条において「（あらゆる電子）データの安全を保障し、データの開発利用を促進し、公民・組織の合法的な権益を保護し、国の主権、安全と発展の利益を守る」ことが目的であると明記している。そして、データの域外移転がもたらし得る国家安全の問題を重視し、より厳格な管理方式を定めている。

また、「個人情報保護法」は「いかなる組織・個人も国の安全または公共の利益を脅かす個人情報取扱活動を行ってはならない」との包括的禁止規定を示した上で具体的な諸規定を定めている。

同法では、個人情報データの越境提供に関して、厳格な取扱規定を示すとともに、外国の組織・個人が、中国国民の個人情報権益を侵害したり、国家安全や公共利益を危険にさらす情報取扱活動を行った場合に、国家インターネット

情報弁公室（CAC）はこれに対抗する措置をとることができる、としている点も注目される。

いずれの法においても、法に違反した場合の罰則が極めて重くなっている。罰金もさることながら、企業にとっては、営業許可の取消しもありうるという規定は厳しいものといえる。新しい社会主義市場経済は、データの戦略的意義を重視しており、この分野での活動は慎重なうえにも慎重を期す必要があるといえよう。

#### IV 対外政策の調整と双循環戦略

次に対外経済政策を検討してみよう。まず、確認しておくべきは、現状において対外開放が質的な深化を続けていることである。深化のメルクマールは3点ある。

第1に、「外商投資法」（2020年1月施行）により従来「外資三法」で外資独資企業、中外合弁企業、中外合作企業のタイプ別に管理対応されてきた外資企業の法的地位が統一された。

第2に、外資企業として登記される以前の段階から外資企業と内資企業の法的扱いが統一された。

第3には、外資企業が参入可能な領域がネガティブリスト方式で示され、毎年拡大されている。

他方で、外資企業に新しい対応を迫る動きもある。たとえば「双循環戦略」である。同戦略は中国共産党の中央財經委員会第7回会議（2020年4月）の習演説で提起され、同年11月に党理論誌『求是』に掲載された<sup>2)</sup>。すでにみた「新時代の社会主義市場体制整備加速に関する党中央・國務院の意見」とほぼ同時期に提起されたもので、「国内循環を主とし国際循環

をそれに従わせる方針なのではないか」と注目された。極端に言えば「自力更生」への回帰が想起されたのである。もしそうなら、外資企業は従来と大きく異なった対応を迫られることになる。

しかし筆者は、同戦略は、米国との緊張激化や新型コロナウイルス流行という対外環境の激変に対応して、対外開放政策の調整をはかろうとしたものとみている。

筆者の理解する同戦略のポイントは、第1に国内循環を重視しつつ、国際循環をこれに奉仕させること、第2に核心的技術の国産化を図り、国内・国際サプライチェーンを強化しつつ産業を高度化すること、第3にイノベーション主導の発展を実現すること、第4に対外開放・グローバル化の新段階を実現すること、である。

第1、第2のポイントをみると、国内循環がクローズアップされている。しかし、実際にはサプライチェーンを国内外で分断することはできないし、第3のイノベーションのためには国際循環（産業・技術の交流）を堅持する必要がある。何より第4で対外開放・グローバル化の重要性が再確認されている。

双循環戦略においては、従来よりも経済安全保障が重視されており、米国との関係がさらに悪化した場合に備える体制づくりを国内循環重視という言い方で示しているように見える。とはいえ、今後の中長期的発展のためには技術革新は欠かせないため、国際循環を断ち切ることはできない。同戦略を一言で述べるとすれば、国内循環と国際循環の関係の「再定義」の模索だといえ、それはそのまま新しい社会主義市場経済のありかたに結び付く。

## V 14・5 計画、中央経済工作会议から見えるもの

2021年から始動している第14次5カ年計画<sup>3)</sup>では、社会主義市場経済のあり方はどのように論じられているだろうか。

同計画を貫くロジックは、「新発展段階」に立脚し、「新発展理念」を貫徹し、「新発展枠組み」を構築する、というものである。「新発展段階」とは、経済が質の高い成長を求める段階にあることを指す。「新発展理念」とは、「革新、協調、グリーン、開放、共有」で構成される。イノベーション、地域・階層間の協調、生態環境への配慮、対外開放の堅持、発展の果実を分かち合うこと、と要約できる。そして「発展枠組み」は国内・国際双循環である。

「発展枠組み」はすなわち、新しい社会主義市場経済の枠組みである。同計画では、国内循環について、生産・分配・流通・消費を有機的に結合して強大な国内市場を構築し、それを拠り所にして世界の要素・資源を引き付ける強大な引力場を形成する、としている。こうして国内循環の主導的役割を強化する中で国際循環に国内循環の効率・レベル向上を果たさせること——先に見た「国内循環と国際循環の再定義」の内容はこれである。

五カ年計画としての性格上、多くの記述は各分野において達成すべき目標に割かれている。しかし、第4編「強大な国内市場を形成し、新発展の局面を打ち立てる」では国内循環の、第12編「ハイレベルな対外開放を実行し、協力・ウィンウィンの局面を切り開く」では、「一带一路」を軸とした国際循環のあるべき姿が示されている。

最後に、本稿脱稿直前に開催された中央経済工作会議（21年12月8日～10日）の公報<sup>4)</sup>から新しい社会主義市場経済の現状を確認し、今後の展望に代えたい。

2021年の中国経済は、新型コロナウイルス感染症流行の影響からいち早く脱し、世界的な生産の落ち込みを肩代わりしながら急回復を果たした。しかし、①国内需要の息切れ、②一次産品や半導体に代表される供給ショックの到来、③両者に影響された「期待の弱さ」=先行き不安、という三重の下押し圧力によって成長率は四半期を追うごとに低下している。

その分析を行うことは本稿の目標ではないが、中央経済工作会議はこれら下押し圧力への対策を打ち出すと同時に、「認識・把握すべき理論問題・実践問題」を論じている。そして、それが新しい社会主義市場経済の当面のテーマ・目標を示すものともなっている。

第1は、「共同富裕」を実現するための戦略目標と実践経路である。「共同富裕」は社会主義市場経済の最終目標でもあるが、会議では「まずパイを大きくしてから適切に分配する」という現実的方針が再確認された。

第2は、資本の特性と行動規律である。社会主義市場経済段階では、資本に生産要素としての積極的な作用を発揮させる一方、その「野蛮な成長を防止しなければならない」と明記した。これは独禁法の意図するところと軌を一にしている。

第3は、一次産品の供給保障である。2021年に発生した初級産品=資源・食料や半導体の供給不足を教訓として、その供給確保を重視するということである。

第4は、重大リスクの防止・解消である。不動産バブルに見られるように、金融分野を中心に存在するリスクをコントロールしていく必要を強調している。

第5は、カーボンピークアウト、カーボン・ニュートラルの正確な認識・把握である。これは、国際的約束でもあるが、何よりも「質の高い発展」の内在的な要求と位置付けられている。

こうした議論を見る限り、「新時代の社会主義市場体制整備加速に関する党中央・国务院の意見」が示した基本的枠組みは継承されているようだ。会議公報では「経済活動を指導するには客観的な実際と大衆の需要を尊重しなければならず、システムの思考、科学的な計画がなければならぬ」とも指摘している。今後ともこのスタンスが守られるのか、注目していく必要があるだろう。

#### 【注】

- 1) 中共中央国务院关于新时代加快完善社会主义市场经济体制的意见（2020年5月11日）
- 2) 习近平总书记2020年4月10日在中央财经委员会第七次会议上的讲话（《求是》杂志）
- 3) 中华人民共和国国民经济和社会发展第十四个五年计划和2035年远景目标纲要（2021年3月）
- 4) 中央经济工作会议在北京举行 习近平李克强作重要讲话（《人民日报》2021年12月10日）